

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 26 年 5 月 30 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 26 年 6 月 24 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 26 年 7 月 22 日

山形県監査委員 坂 本 貴美雄
 山形県監査委員 児 玉 太
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所管課	監査結果	措置の内容
建築住宅課	<p>（県営住宅使用料） 連帯保証人への弁済請求書の送付について</p> <p>「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」によれば、納付の督促等をしていても納付がなく滞納額が家賃の 3 か月分に相当するに至ったときは、滞納者及び連帯保証人に対して請求を行うこととなっているが、連帯保証人への弁済請求書の送付が滞納 8 か月分となるまでなされていない案件があった。要領に従い適正に処理する必要がある。</p>	<p>連帯保証人への弁済請求書の送付について、要領に従い適正に処理するよう、通知により事務処理の徹底を図った。</p> <p>（H26. 4. 28 付け建第 240 号建築住宅課長通知）</p>
建築住宅課	<p>（県営住宅使用料） 事務フローについて</p> <p>滞納者及び連帯保証人に対して請求を行う事務手続きについて、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」と「県営住宅家賃滞納整理事務の手引き」の内容に不整合があり、事務フロー図に不備がある。事務処理のよりどころとなる手引きの未更新は現場での処理を混乱させるものであり早期に是正が必要である。</p>	<p>事務フロー図が掲載されている「県営住宅家賃滞納整理事務の手引き」の廃止を各総合支庁あて通知し、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」に一本化した。</p> <p>（H26. 4. 28 付け建第 240 号建築住宅課長通知）</p> <p>また、本要領の他、条例や規則、各種通知等は県内部のファイル共有システムに「県営住宅管理事務」フォルダを設置してアップし、関係者がいつでも参照できるよう、随時点検を行い、内容の充実を図っていく。</p>

<p>子ども家庭課</p>	<p>(母子寡婦福祉資金特別会計) 審査会の設置について</p> <p>「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」では、貸付の決定について、審査会による審議を規定している。しかし、最上総合支庁では内規により審査会の開催を省略している。本来、貸付資格や保証人の条件、償還計画について合議による話し合いを行うべき審査会が、省略されていることは、なんら合理性がなく、早期に内規を改定し、審査会による合議を行う必要がある。</p>	<p>平成 26 年 2 月 24 日付けで内規を改正し、すべての資金について審査会を開催して審査を行うこととした。</p>
<p>循環型社会推進課</p>	<p>(産業廃棄物税) 許可証の返還について</p> <p>許可証の更新の際には、旧許可証を返還しなければならないが、許可証を紛失したため、旧許可証の返還がなされないまま新許可証を交付した事例があった。要領上はあくまでも更新の際には原本を返還しなければならないのであるから、上記のような簡便な運用は認められないと判断する。今回の事例は内規としての要領に反しているため、今後は要領に従った処理がなされるよう運用を徹底する必要がある。</p>	<p>各総合支庁環境課長あてに、許可更新時等に旧許可証の紛失があった場合は、許可証を再発行したうえで返還させるよう通知しており、産業廃棄物処理業許可事務等取扱要領に従った運用を徹底している。</p> <p>(H26. 2. 7 付け循環第 948 号循環型社会推進課長通知)</p>